

薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、子育て中の親子が安心して外出できる環境の整備を図るとともに、地域で支える子育て環境づくりを推進するため、赤ちゃんの駅を新設又は増設する民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 赤ちゃんの駅 授乳又はおむつ替えのために利用できる環境を有する施設として市の登録を受けた、市内の公共施設又は民間施設をいう。
- (2) 民間事業者 市内に不特定多数の者が利用する民間施設（以下「施設」という。）を置き、事業を営む法人その他の団体及び事業を営む個人（民間のものに限る。）をいう。ただし、次のいずれかに該当する団体を除く。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が所属している団体並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等
 - イ 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体若しくは公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、赤ちゃんの駅として登録し、又は登録しようとする施設を管理する者とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 民間事業者であること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。

(補助対象施設)

第5条 補助金の交付の対象となる施設は、市内に存する施設（供用住宅は施設の用に供する部分に限る。）とする。ただし、過去に補助金の交付を受けた施設は、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、赤ちゃんの駅の設置に必要な経費で市長が認めるものとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象者が負担する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 授乳をするための設備の設置に要する経費 200万円
- (2) おむつの交換をするための設備の設置に要する経費 10万円

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1施設につき1回限りとする。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請に係る内容の変更若しくは補助対象経費の配分の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)があるとき、又は中止しようとするときは、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の可否を決定したときは、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金変更承認(不承認)通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、施設への設備の設置が完了した翌日から起算して20日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金実績報告書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金交付確定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 前条の通知を受けた交付決定者は、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金交付請求書により、補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、補助金の請求が正当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第15条 市長は、交付決定者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金の交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(成果)

第16条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、赤ちゃんの駅登録施設数の増加とする。

(見直し期間)

第17条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第18条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、申請件数を指標に用いて測定するものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第19条 補助金の交付を受けた者は、本市の子ども・子育て支援施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(様式)

第20条 この告示において規定する書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年9月1日から施行する。